

御前崎市消防団応援の店実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、消防団員の確保及び地域防災力の向上並びに地域の活性化を図ることを目的とし、御前崎市内にあるサービス業などの店舗等（以下「事業所」という。）が御前崎市消防団員（以下「団員」という。）に対して理容又は物品購入時等に一定のサービスを提供し、団員を応援する御前崎市消防団応援の店（以下「応援の店」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申込み)

第 2 条 応援の店に登録しようとする事業所は、御前崎市消防団応援の店登録申込書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

(登録済証及び登録証の交付)

第 3 条 市長は、応援の店の提出を行った場合は、事業所に御前崎市消防団応援の店登録済証（様式第 2 号。以下「登録済証」という。）及び消防団応援の店登録証（様式第 3 号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 前項の登録証の関係に変更があった場合は、速やかに、消防本部消防総務課まで変更内容を連絡しなければならない。

(登録証の表示)

第 4 条 応援の店は、次に掲げる場所等に登録証を表示することができる。

- (1) 登録証を交付された事業所の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板及びホームページに登録証の写しを掲載できるものとする。

(消防団員証の提示)

第 5 条 団員は、応援の店からサービスの提供を受ける場合は、消防団員証（様式第 4 号）を提示しなければならない。

(応援の店の名称等の公表)

第 6 条 市長は、応援の店の名称等を御前崎市ホームページ等により公表することができるものとする。

(登録の取消し)

第 7 条 市長は、応援の店が事業を廃止したとき又は偽りその他不正な手段により登録証の交付を受けたとき若しくはその他応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された応援の店は、速やかに、登録済証及び登録証を市長に返還し、又は破棄しなければならない。

(サービスの提供の停止)

第 8 条 応援の店は、自己の都合により消防団員に対するサービスを停止することができる。この場合において、当該応援の店は、市長にその旨を連絡しなければならない。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。